

(家庭福祉課関係)

1. 児童の社会的養護の拡充について

児童の社会的養護については、去る2月2日、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」を設置し、その目指すべき方向や、拡充のための具体策についての検討が開始されているので、本検討会における議論の動向に留意しつつ、下記の項目について、拡充に向けた取組を推進していただきたい。(資料1 (119頁))

(1) 里親制度のさらなる充実について

① 里親委託の推進について

子どもの発達においては、乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、温かい愛情をもった家庭の中で養育する里親制度は、家庭での養育に欠ける子ども等にとって有意義な制度である。

このため、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を平成21年度までに15%まで引き上げること、及び虐待を受けた子ども等を養育する専門里親の登録者総数を平成21年度までに500人とすることを目標に掲げたところである。

資料2を参考とし、里親委託率の低い都道府県等においては、その要因を十分分析した上で、里親委託の一層の推進に努めていただきたい。(資料2 (121頁))

② 里親委託推進事業の充実について

里親委託を一層推進するためには、子どもを委託する児童相談所、保護を要する子どもを実際に養育している乳児院等の児童福祉施設、子どもの委託を受ける里親が協力しながら、具体的な目標を持って里親委託に取り組んでいく必要があることから、平成18年度予算において、児童相談所に新たに「里親委託推進員」を配置し、乳児院等の児童福祉施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進する「里親委託推進事業」を創設したところである。

さらに、実親に将来にわたり養育されることが困難な子どもについては、永続的な家族関係を重視する観点から、養子縁組制度の活用が効果的である。平成19年度予算(案)においては、新たに養子縁組支援のための経費を算入したところであるので、これらの施策を積極的に活用していただきたい。(資料3 (122頁))

③ 里親支援の充実について

里親が安心して子どもの養育を行うことが出来るようにするためには、子どもを委託した後においても、里親に対する支援や指導を行う体制を整える必要がある。このため、都道府県等においては、児童福祉法施行令第30条に基づき、児童相談所の児童福祉司等を指定して、里親の家庭を訪問し、必要な指導をさせなければならないこととされている。

また、里親の養育技術の向上を図るための「里親研修事業」、児童相談所等に里親対応専門の職員を配置し、委託された子どもや里親自身に関する養育相談を実施する「里親養育相談事業」、里親の養育負担を軽減するため、訪問による生活援助や相談援助を実施する「里親養育援助事業」、里親が児童相談所等に集い、里親相互の交流により里親自身の養育技術の向上等を図る「里親養育相互援助事業」などの里親支援事業のほか、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）などの里親支援のための予算を確保しているところである。

里親に委託する子どもを増やしていくためには、このような里親支援が必須であり、各都道府県等においては、すべての里親が利用できるよう、積極的な事業の実施をお願いしたい。（資料4（123頁））

④ 専門里親への委託の推進について

専門里親は、虐待を受けた子ども等を委託する里親として平成14年度に制度化し、さらに平成17年度より、非行等の問題を有する子どもについても、委託の対象とされたところであるが、まだ十分に活用されていない状況にある。

「子ども・子育て応援プラン」において、専門里親登録者数を平成21年度までに500人まで増やすことを目標に掲げており、また「2年以内」という委託期間にとらわれずに、里親や子どもの状況などに応じて弾力的な運用を図ることができることとしているので、専門里親制度の積極的な活用が図られるようお願いしたい。

（資料5（124頁））

（2）児童福祉施設等におけるケアの充実について

① 施設の小規模化の推進について

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待等により愛着障害を起こしている子どもに適切なケアを行い、他者との関係性を回復していくためには、これまでの集団による養育では限界があり、できる限り

家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係性を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このような趣旨から、ケア形態の小規模化を図るため児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に小規模グループケアを実施するとともに、児童養護施設を対象に地域小規模児童養護施設を設置することとし、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までにあわせて845か所を計画的に整備していくこととしたところである。

平成19年度予算（案）においては、このプランの3年目に当たることから、引き続き計画に基づいた対象か所数の増を図ることとしており、これを活用してケア形態の小規模化の推進に努めていただきたい。（資料6（125頁））

② ケア担当職員の質的・量的充実（個別対応職員の常勤化、家庭支援専門相談員の拡充）について

近年、児童虐待、ひきこもり等児童の問題は深刻化しており、虐待を主訴として施設に入所する児童が増加しているほか、児童相談所からの措置理由が虐待になっていなくとも、入所後虐待を受けていたとわかるケースも多く存在している。

被虐待児は、それまで受けた虐待による影響で、（1）大人への安心感、安全感の形成が欠如、（2）子どもらしい感情表現が困難、（3）他者との信頼関係の構築が困難などの傾向が強く、自意識はなくても人を困らせることで自己の存在をアピールするなどの問題行動を起こすことが多いことから、平成13年度より、被虐待児のうち、特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員である被虐待児個別対応職員を配置してきたところである。

しかしながら、虐待を受けた子どもの入所はその後も増え続け、平成16年度の入所割合をみると、児童養護施設62.1%（平成15年度53.7%）、情緒障害児短期治療施設69.8%（平成15年度66.0%）であり、児童自立支援施設においても平成11年度で59.7%となっており、上記の個別対応職員について常勤的非常勤職員では対応が困難となってきた。

このため、平成19年度予算（案）においては、現在、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている常勤的非常勤職員を常勤化することにより、支援体制の充実を図ることとしている。

また、乳児院に入所している児童については、近年、虐待等家庭環

境上の理由により入所する児童の割合が増加しており、早期の家庭復帰及び里親委託等を支援するための体制を強化する必要があるため、これらの支援を専門に担当する職員として、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置しているところである。

しかしながら、乳児院においては他の施設よりも若い保護者が多く、特に虐待をした保護者への対応については安易に子どもを家庭に戻すと再度虐待を繰り返すおそれがあるなど対応が極めて困難となっている。特に定員が50人以上の乳児院については、家庭支援専門相談員の業務が多忙を極め、保護者への対応が行き届かないこともあって、定員規模の小さな施設と比較すると、家庭復帰及び里親委託が進んでいない状況が見られる。

このため、平成19年度予算（案）においては、定員50人以上の乳児院を対象に、新たに非常勤の家庭支援専門相談員を配置することにより保護者への養育相談等の充実を図り、より一層の家庭復帰に向けた取組を充実することとしているので特段のご配慮をいただきたい。

③ 身元保証人確保対策事業の創設について

児童養護施設等を退所する子ども等について、自立に向けた支援は大きな課題であり、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借に影響を及ぼすことがないように支援することは極めて重要である。

このため、平成19年度予算（案）においては、子ども等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う「身元保証人確保対策事業」を創設することとしている。本事業を十分活用していただきたい（資料7（126頁））

④ 家族療法事業の充実について

従来、情緒障害児短期治療施設においては、子どもを含む家族全体に対する心理療法を行い、家庭機能の回復及び子どもの生活環境調整を図る家族療法事業を行ってきたところである。

近年、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しており、施設に入所している子どものみならず、早期家庭復帰を図るために、家族全体に対する心理療法を実施し、きめ細やかな対応をすることが必要となってきた。

このため、平成18年度より、これまで情緒障害児短期治療施設のみで実施されてきた家族療法事業の対象施設を児童養護施設、乳児院

及び児童自立支援施設に拡大したところであるので、各施設における取組が促進されるよう特段のご配慮をいただきたい。

(3) 入所している子どもの権利擁護について

児童福祉施設に入所している子どもの権利擁護については、これまで都道府県等に対して積極的に取り組まれるようお願いしてきたところであるが、最近においても児童養護施設職員による、入所している子どもへの性的虐待など、施設内虐待の事例が多発していることは誠に遺憾である。

児童養護施設等には、保護者のいない子どもや、保護者から虐待を受けた子ども等が入所しており、こういった子どもが信頼を寄せるべき立場の施設職員が入所中の子どもに対して性的な虐待等を行うということは、子どもの心身をさらに傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならないことである。

このような事態に鑑み、「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成18年10月6日付雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したところであるので、この通知を踏まえ、施設内での虐待の未然防止、早期発見に資するため、職員の資質向上、子どもの意見表明の機会の確保等について、施設を運営する法人への指導の徹底を図っていただくようお願いしたい。（資料8（127頁））

(4) 情緒障害児短期治療施設の設置促進について

情緒障害児短期治療施設は、現在、全国に31か所（24道府県）設置されているが、虐待を受けた子どもなどへの専門的な心理的治療を実施できる施設として、ますます、その役割は重要となっている。「子ども・子育て応援プラン」においても、全都道府県への設置を目指すとの目標を設定しているところであるので、未だ設置されていない都道府県におかれては、施設の設置に向けて積極的な取組をお願いしたい。（資料9（130頁））

(5) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の推進について

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）は、児童養護施設や児童自立支援施設などを退所した子どもの自立を支える上で、重要な役割を担っており、「子ども・子育て応援プラン」においても、平成21年度までに、都道府県・指定都市に1か所程度実施することとして、60か所の目標を設定したところである。

現在、全国で41か所（23都府県市）設置されているが、施設退所後

の子どもの自立を支える場としては、十分な数が確保されているとは言えない。このため、平成19年度予算（案）においては、対象10人未満の自立援助ホームについて職員を常勤化し、支援体制の充実を図ることとしたところであるので、未だ設置されていない都道府県市においては、自立援助ホームの整備に早急に取り組んでいただきたい。（資料10（131頁））

（6）児童家庭支援センターの推進について

児童家庭支援センターは、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題につき、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する子ども又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連絡調整等を総合的に行っているところである。

「施設に附置」という特色を生かして、24時間365日体制での相談や緊急一時保護、児童相談所からの指導委託措置による児童相談所機能の補完的役割などを果たしており、平成18年度補正予算（案）においては、児童虐待等緊急対策として、対応迅速化のための車輛を配置することとしたところである。

「子ども・子育て応援プラン」では、児童家庭支援センターについて、平成21年度までに100か所設置することを目標としており、現在、全国で65か所に設置されているが、未だ設置されていない都道府県等におかれては、設置について是非検討されたい。また、年間相談件数及び指導委託件数が少ない児童家庭支援センターについては、児童相談所と連携をとりながら積極的な取組をお願いしたい。（資料10（131頁））

（7）児童自立支援施設について

平成18年2月の「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」報告書の提言を踏まえ、児童自立支援施設の施設長や児童自立支援専門員等の専門性を確保するため、これらの職員の資格要件の見直しに向けて、現在作業を行っているところである。

児童自立支援施設は非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても本報告書を念頭に施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

特に、児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され、児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、学校教育の実施状況は、平成18年度現在58施設中32施設にとどまっている。未だに導入の見通しのない都道府県等におい

ては、民生主管部局と教育委員会が密接に連携を取りながら、法の趣旨にのっとり、早期に導入できるよう引き続き一層のご尽力をお願いしたい。

(資料11 (132頁))

また、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施しているので、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員等研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。

(資料12 (133頁))

2. 児童養護施設等の施設整備について

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めるとともに、併せて交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、「乳児を受け入れるためのほふく室」の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努めていただきたい。

さらに、平成19年度においては、平成18年度補正予算で児童虐待等緊急対策として実施した、児童養護施設の一時保護専用居室のための整備を次世代育成支援対策施設整備交付金において引き続き整備対象とするほか、一定の要件^(※)に該当する乳児院、児童自立支援施設、婦人保護施設、母子生活支援施設についても対象施設に加える予定である。

また、婦人相談所一時保護施設の環境改善として、居室等の補助対象面積の拡大を図るため、交付金の交付基礎点数（単価）を引き上げるとともに、DV被害者の同伴児童の適切な養育環境の確保を図るため、同伴児童のための保育室、学習室を整備する際の加算を設ける予定であり、これらを積極的に活用することにより、被虐待児やDV被害者の保護、支援の一層の充実に努められるようお願いする。

〔 ※ 一定の要件
入所率が高く、被虐待児やDV被害者などの受け入れ先が不足している場合 〕

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等における体制強化について（資料13（134頁））

配偶者からの暴力対策については、夫等の暴力を主訴とする相談件数が増加している現状を踏まえ、婦人相談所等における被害者の相談、保護、自立支援体制の充実、強化を図ってきたところであるが、平成19年度予算（案）においては新たに次のような事業を行うこととしている。

ア 婦人相談所一時保護所における同伴児童のケアを行う指導員の配置について

平成17年度、婦人相談所において一時保護した配偶者からの暴力（以下「DV」という。）による被害者は4,438人、同伴する児童は4,424人にのぼり、被害者とほぼ同数の児童が婦人相談所で保護されている。

また、「児童虐待の防止に関する法律」において、家庭内で子どもがDVを目撃した場合も児童虐待にあたりと定義されており、婦人相談所においても虐待を受けた子どものケアが重要になってきている。

このため、平成19年度予算（案）においては、同伴児童が保護されている全ての婦人相談所一時保護所に、同伴児童のケアを行うための指導員を1名配置するとともに、1日平均6人以上の児童が在所している場合にはさらに1名配置することにより、児童の保育や学習支援等適切なケアを行うとともに、DV被害者が自立に向けた取組を安心して行える環境を整備することとしている。

イ 婦人保護施設の心理療法担当職員の常勤化

近年、婦人保護施設においては、DV被害者の入所が1/3を超えており、調査研究では、DV被害者のほとんどがPTSD等の不安定な精神状態にあるという結果が出ている。

従来より婦人保護施設においては非常勤の心理療法担当職員を配置しているところであるが、指導員と連携し継続的かつ専門的な心理的ケアを行うためには質の高い職員の確保が急務である。

このため、平成19年度予算案においては、夫等の暴力、虐待等の理由により婦人相談所長が心理療法が必要であると認めた入所者及び同伴家族が合計10人以上いることを条件として、常勤の心理療法担当職員を配置できるようにし、支援体制の充実を図ることとしている。

ウ 一時保護委託要件の緩和

現在、婦人相談所において一時保護委託対象者を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づくDV被害者及び「人身取引対策行動計画」における人身取引被害者に限定しているところである。

近年、婦人相談所においては、保護を要する者が増加し、定員を超えて一時保護を行わなければならない状況も見受けられるところである。

このような場合において、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)を一時保護委託することができないことから、一時保護所での保護が適切であるDV被害者や人身取引被害者を、やむなく一時保護委託している婦人相談所も見受けられる。平成19年度からは、一時保護所の入所定員を超えて一時保護を行わなければならないような場合においては、要保護女子についても必要に応じ一時保護委託ができることとし、一時保護所の入所状況に対応した適切な保護が図られるようにしたいと考えている。

各都道府県においては、被害者等の安全確保、支援の充実に向け、婦人相談所における職員の適正な配置を行うとともに、民間の支援団体を含む関係機関との連携強化、研修の充実等を図り、婦人保護事業に対する一層の取組をお願いする。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行状況等について

ア 法律の見直しについて

現在、前回の改正法(以下「法」という。)の施行から3年目を迎え、法の規定に基づき、内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会(以下「調査会」という。)において法の施行状況等について検討されているところであり、今後、年度末を目途に施行状況報告書がとりまとめられる予定である。

イ 自立支援について

平成19年度予算案においては、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設を退所する被害女性等が、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料について補助を行う身元保証人確保対策事業を創設することとしている(資料7(126頁))。

ウ 関係機関との連携について

総務省より、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成18年11月1日に施行されたことに伴い、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について」（平成18年9月15日総行市第130号）等が発出され、住民基本台帳事務におけるDV等の被害者保護の支援措置を求めた者の状況を確認する方法として、従来の警察の意見の聴取だけでなく、配偶者暴力相談支援センター等の意見の聴取や裁判所の発行する保護命令決定書の写し等の提出を求めることも可能としたところである。

また、社会保険庁より「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（社会保険庁運営部企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知）等が近日発出される予定である。これにより、社会保険事務所において、配偶者に対して国民年金原簿等に記録されている住所等を知られないようDV被害者から秘密の保持に配慮してほしい旨の申し出があった場合には、DV法第23条に基づき秘密の保持に配慮した取扱いをすることとされたところであり、婦人相談所は「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行によって被害者への配慮をお願いしたい。

エ 被害者に関する情報の管理と安全確保対策について

昨年末、徳島県内において、保護命令（接近禁止命令）を発令された夫が、妻の転居先を見つけ殺害するという痛ましい事件が発生したところである。については、婦人相談所においては、DV被害者等に関する情報の徹底した管理を改めて再確認するとともに、警察と婦人相談所との間で被害者の安全確保に関する具体的な役割分担等の取り決めを行い被害者に対し具体的な助言を行うなど、より一層の対策を講じられたい。

各都道府県においては、DV被害者の自立を支援するため、関係機関との一層緊密な連携を図るようお願いする。

（3）人身取引被害者の保護について

ア 婦人相談所による保護の状況について

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所に保護を求めてきた172名（平成18年12月末現在）全ての人身取引被害者

について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」に基づき、昨年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施しているところであり、平成17年4月から平成18年12月末までに54名の一時保護委託が実施されたところである(資料14(137頁))。

イ 医療の必要な人身取引被害者に対する支援

今年度の被害者が保護された状況をみると、心身ともに過酷な状況に置かれていたり、罹病していても医療機関を受診できない状況のまま保護されるケースが増加している。

婦人相談所においては、事前に被害者が利用可能な医療機関と連携を図るとともに、平成18年度より婦人相談所運営費負担金において、人身取引被害者の医療費が補助の対象となっていることを踏まえ、速やかに予算化を図るなど適切な保護の実施が行われるよう努められたい。

ウ 人身取引の加害者処罰のための警察等との連携

加害者に対する処罰が人身取引の撲滅に資することから、被害者が捜査や加害者の訴追に協力することは極めて重要である。しかしながら、捜査等への協力に関しては、被害者本人が警察等から捜査協力の必要性と帰国予定等について十分な説明を受け、被害者の意思が尊重されるよう婦人相談所において配慮するとともに、事情聴取に適切な場所を提供するなど、必要に応じて被害者の立場や心理面への影響等を警察に説明するなど、捜査協力と適切な保護が平行して行われるよう緊密な連携を図られたい。